

2環総政第194号
令和2年8月4日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：小山三丁目第二地区市街地再開発準備組合
代表者：理事長 土屋 芳人
所在地：東京都品川区荏原三丁目5番15号星野屋ビル2階2A
- 対象事業の名称及び種類
名称：(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業
種類：高層建築物の新築
- 対象事業の位置
東京都品川区小山三丁目22番、23番

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺では他の事業が施行又は計画されていることから、周辺事業の実施に伴う工事用車両及び関連車両の影響について可能な限り把握するとともに、将来交通量を適切に算定すること。

第3 その他

選定した環境影響評価の項目及び調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合や、調査等の手法に変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。